

日本のひなた宮崎国スポーツ門川町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、日本のひなた宮崎国スポーツ門川町実行委員会会則第11条の規定に基づき日本のひなた宮崎国スポーツ門川町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び委任事項)

第2条 専門委員会の名称及び日本のひなた宮崎国スポーツ門川町実行委員会総会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎国スポーツ門川町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 部会は、委員長が委嘱した部会員をもって構成する。
3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。
4 第6条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

附則

この規定は、令和7年8月8日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委任事項
総務競技専門委員会	<ul style="list-style-type: none">1 総務企画に関すること。2 財務に関すること。3 広報に関すること。4 競技及び式典に関すること。5 施設に関すること。6 輸送及び交通に関すること。7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
医療衛生・おもてなし専門委員会	<ul style="list-style-type: none">1 医事に関すること。2 衛生に関すること。3 町民運動に関すること。4 観光及び接伴に関すること。5 宿泊に関すること。6 警備及び消防防災に関すること。7 その他医療衛生に関すること。